

民泊における防火安全対策



民泊利用者や周辺住民等の安全を確保するために、防火安全対策を行う必要があります。

本リーフレットは、民泊サービスを提供する方などの関係者が常時不在となる民泊等において、利用者が安全・安心して泊まることができるよう、民泊サービスを提供する方が利用者に周知すべき必要な事項を作成したものです。

(注) 本リーフレットにおいて、「民泊サービス」とは、「住宅（戸建住宅、共同住宅）の全部又は一部を活用して、宿泊サービスを提供するもの」（「民泊サービス」のあり方に関する検討会中間整理）を言います。

民泊サービスを提供する方へ

出火防止対策

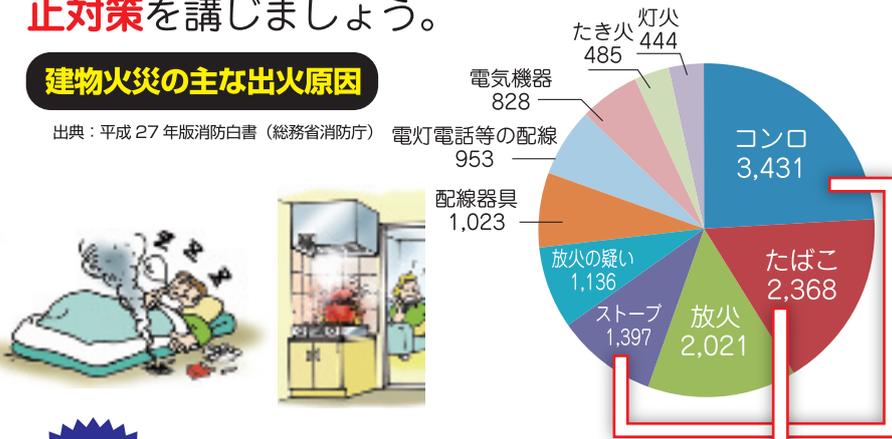
出火を防止することは、防火安全対策の基本です。

本ページを参考にして施設の状況に応じた出火防止対策を講じるとともに、右ページを参考に利用者への宿泊時の注意事項を作成し、居室内に掲示しましょう。

建物火災の主な出火原因である「コンロ」「ストーブ」「たばこ」に対する出火防止対策を講じましょう。

建物火災の主な出火原因

出典：平成27年版消防白書（総務省消防庁）



1 火気使用器具に対する注意喚起

コンロなどの調理器具やストーブなどの暖房器具といった火気使用器具は、適切に取り扱わないと火災に至る危険性があります。備え付けの火気使用器具の特性を踏まえて、不適切な取り扱い事例や注意事項を具体的に示し、注意喚起しましょう。

《注意喚起事項の例》

- 火気使用器具に燃える物を近づけない
- 調理している間はその場を離れない
- 備え付けの鍋などの調理用品以外を使用しない

※民泊に火気使用器具を設置するときは、安全装置が搭載されたものにしましょう。



- ・ストーブの近くに燃える物を近づけない
- ・給油が必要な時は緊急連絡先に連絡

調理中はコンロから離れない

2 喫煙ルール徹底

たばこの不始末により火災に至る危険性があります。喫煙の可否や喫煙時のルールなどを具体的に示しましょう。

- 室内禁煙、ベランダ喫煙禁止
- ベッドでの喫煙禁止
- 灰皿は水の入ったものを使用

※寝具などは防災性能のある製品にして、たばこ火災のリスクをなくしましょう。



OR



- ・灰皿には水を入れる
- ・吸い殻は貯めない
- ・吸い殻をゴミ箱に捨てない (所定の吸い殻入れに入れる)

3 消火器などの設置場所と使用方法の説明

火災が小さければ、消火器による初期消火が有効です。宿泊前に、民泊利用者に対し消火器の設置場所と使用方法を理解できるように説明しましょう。また、屋内消火栓設備が設置されている場合は、その使用方法も説明しましょう。

※すぐに初期消火を行えるよう、民泊に消火器などを設置しましょう。



キッチンに来たら、調理器具周辺から火災が発生していた！



天井まで火は届いていません。まだ消すことができそうです。



火元に向けて消火剤を放出します。火が消えたら、ガスの元栓を閉めます。

民泊サービスを利用する方へ

宿泊時の注意事項

出火防止対策にご協力をお願いします。

1 コンロ・ストーブ等の使用方法・取り扱い上の注意点

備え付けの器具や鍋などの調理用品以外の使用はご遠慮ください！

注意

火災が多く発生しています。危険な取り扱いは止めて、使用方法が不明な場合は緊急時連絡先にご確認ください。



使う前に取り扱い方法を確認



調理中はコンロから離れない



- ・ストーブの近くに燃える物を近づけない
- ・給油が必要な時は緊急連絡先にご連絡ください

2 喫煙ルールを守りましょう

注意

たばこの火は水の入った灰皿で消してください。決められた場所以外ではたばこを吸わないでください。

喫煙可の場合の例

吸い殻は所定の吸い殻入れに捨ててください。(火災の原因となりますので、吸い殻をゴミ箱に捨てないでください。)



廊下・ベランダは禁煙



ベッドは禁煙

禁煙の場合の例



禁煙
No Smoking

3 消火器の使用方法

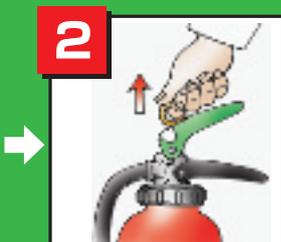
注意

火災発生時、すぐに初期消火できるよう、消火器の使用方法を確認しましょう。炎が天井に達している場合は、初期消火をあきらめて、直ちに避難してください。

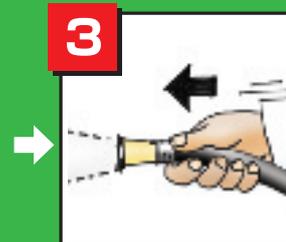
消火器の使用方法



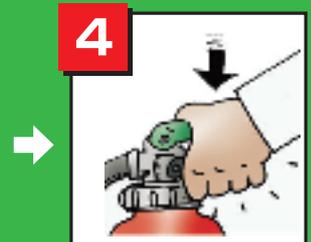
1 運搬する時は下のレバーを持つ



2 黄色いピンを上引き抜く



3 ノズルを火元に向ける



4 レバーをにぎるとノズルから消火剤が放出されます

民泊サービスを提供する方へ

避難経路図の掲示



利用者が火災発生時に適切に行動できる必要があります。
本ページを参考にして対策を講じるとともに、右ページを参考に利用者の火災時の対応方法を作成し、居室内に掲示しましょう。

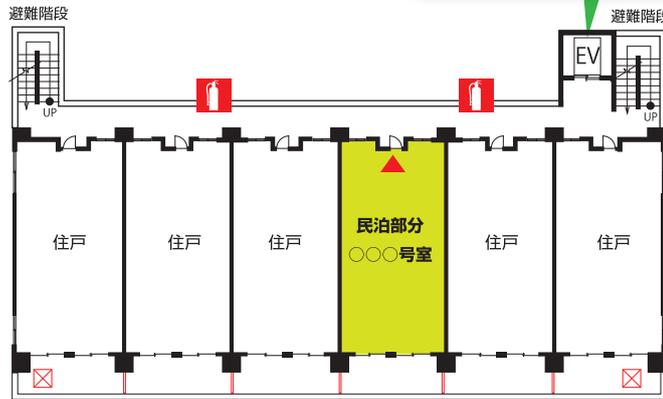
1 避難経路図の作成例

建物の構造や避難経路が分からないために、利用者が火災から逃げ遅れることがないように避難経路図を作成し玄関ドアなど分かりやすい場所に掲示しましょう。

また、消火設備や避難器具の設置場所も記入しましょう。

避難経路は2つ以上とし、玄関からの避難が困難な場合における避難経路についても表記しましょう。

エレベーターは災害時に停止する場合があります、使用することは危険です。災害時には使用されないように周知しましょう。



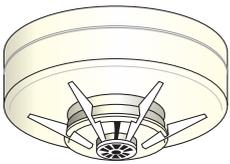
設置されている消火設備や避難器具などを確認し、カラーや図などを使い分かりやすく表記しましょう。

2 避難方法の周知

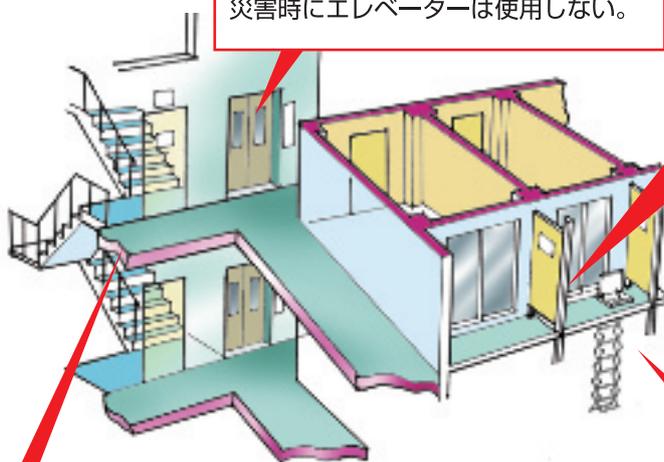
火災時の煙や熱により自動火災報知設備の警報が鳴ることや、火災時における避難ルートと避難の方法について、分かりやすく説明しましょう。

■ 感知器

火災時の煙又は熱を感知して警報を鳴らします。



災害時にエレベーターは使用しない。



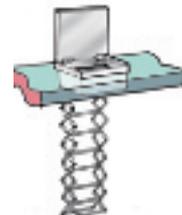
■ バルコニー隔板



非常の際には、ここを破って隣戸へ避難できます。非常口となりますので物等を置かないで下さい。

■ 避難器具

(避難ハッチ+避難はしご)



避難はしごで下階の住戸バルコニーに避難します。

■ 避難階段

災害時の避難は、避難階段を使用しましょう。

民泊サービスを利用する方へ

避難経路図



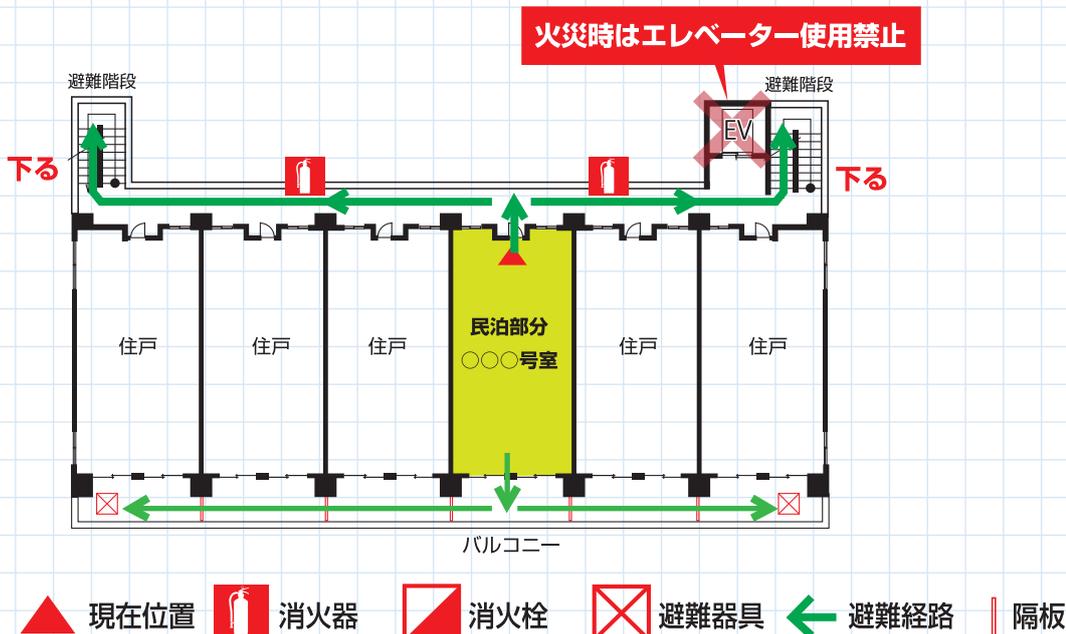
火災に遭遇した場合に、適切に行動できるよう消火器等の位置や避難経路、避難の方法をご確認ください。

1 避難経路図



利用前に、避難経路図で火災時の避難経路をご確認ください。その後、実際にその経路を歩いて避難経路をご確認ください。ただし、バルコニー隔板は火災時以外に蹴破ることは止めてください。

〈作成例〉



2 避難の方法

■ 感知器が火災を感知

感知器が火災の煙又は熱を見つけて、音声やブザーで知らせます。

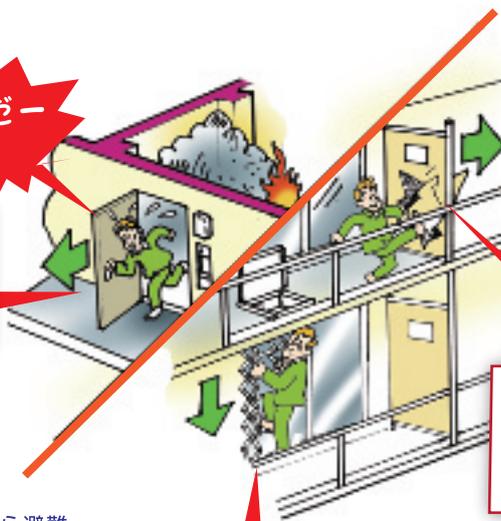


初期消火ができない場合
避難します



■ 玄関から避難

玄関から廊下を通じて避難階段から建物の外に避難します。



玄関などから避難できない場合は、バルコニーから避難します。

■ バルコニー隔板

薄板で作られた隔板を蹴破ると隣の住戸に避難できます。

■ 避難器具 (避難ハッチ+避難はしご)

避難はしごで下階の住戸バルコニーに避難できます。

疑似警報音を確認できます。

<http://www.kaho.or.jp/alarmsound/>



民泊サービスを提供する方へ

119番通報



緊急時、利用者が適切に119番通報できるよう、本ページを参考にして右ページの119番通報シートを作成し、居室内に掲示しましょう。

119番通報の対策

携帯電話や居室内の固定電話で「119」をダイヤルします。119番通報の受付者に必要事項が伝達できるよう、通報項目を整理し、利用者が正確に通報できるよう準備しましょう。

携帯電話から



居室内の分かりやすい所に119番通報シートを掲示しましょう。

固定電話から



電話機の近くに119番通報シートを掲示しましょう。



携帯電話からの通報では、位置情報が充分確認できないことがあります。

119番通報では、住所等(通報位置)や目印となる目標物を伝えるようにしましょう。

周辺住民等に緊急時の際は協力してもらえらる体制を構築しておくことも重要です。



119番通報シート



火災が発生した場合など緊急時は、すぐに119番通報してください。

所在地(必ず伝えること)

住所

建物名称・部屋番号

目標物

聞かれたことに答えてください

火事ですか・救急ですか？

火事

- 燃えている場所は？
- 何が燃えていますか？
- あなたのお名前・電話番号は？



救急



近くの消防署から消防車・救急車が出動します。



民泊サービスを提供する方へ

安全にお泊りいただくために、安全を確保するための消防用設備等を備えましょう。

共同住宅の一部を民泊として活用する場合



自動火災報知設備（火災を早期に知らせる）

民泊部分には自動火災報知設備を設置する必要があります。延べ面積が500㎡以上の共同住宅など、すでに設置されている場合は、新たな設置は不要です。
また、民泊部分が小さいなど一定の条件を満たす場合には、民泊部分及び管理人室等に簡便な工事で無線式のものを設置すれば足りる場合もあります。



誘導灯（避難口へ誘導する）

新たに廊下、階段等の共有部分に設置する必要がありますが、一定の条件を満たすことにより設置が不要となる場合もあります。



消火器（初期消火する）

延べ面積が150㎡以上の共同住宅など、すでに設置されている場合は、新たな設置は不要です。

戸建住宅で民泊を行う場合



自動火災報知設備（火災を早期に知らせる）

設置することが原則となります。なお民泊部分が一般住宅の一部分（半分未満）で50㎡未満の場合は、住宅用火災警報器を設置することで足りる。



誘導灯（避難口へ誘導する）

設置することが原則となりますが、一定の条件を満たすことにより設置が不要となる場合もあります。



消火器（初期消火する）

民泊部分（建物の半分を超える場合は建物の全体）の面積が150㎡以上の場合は、設置する必要があります。

※ 防災物品

民泊部分にカーテン、じゅうたんなどを用いる場合は、防災性能（火災の発生防止、延焼拡大の抑制など）を有する防災物品として下さい。

※ 防火管理者の選任

建物全体の収容人員が30人以上となる場合は、防火管理者を定め本リーフレットを用いて注意喚起などを行う必要があります。なお、外部委託することも可能です。



市町村条例等により「避難経路図の掲出」や「携帯用電灯の常設」などが求められている場合もあります。具体的な消防法令の確認など詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。

民泊サービスを利用する方へ

宿泊時の注意事項

出火防止対策にご協力をお願いします。

1 コンロ・ストーブ等の使用方法・取り扱い上の注意点

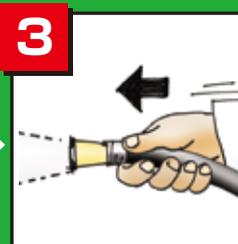
2 喫煙ルールを守りましょう

3 消火器の使用方法

注意

火災発生時、すぐに初期消火できるよう、消火器の使用方法を確認しましょう。炎が天井に達している場合は、初期消火をあきらめて、直ちに避難してください。

消火器の 使用方法



民泊サービスを利用する方へ

避難経路図



火災に遭遇した場合に、適切に行動できるよう消火器等の位置や避難経路、避難の方法をご確認ください。

1 避難経路図



利用前に、避難経路図で火災時の避難経路をご確認ください。その後、実際にその経路を歩いて避難経路をご確認ください。ただし、バルコニー隔板は火災時以外に蹴破ることは止めてください。

〈消火器等の位置、避難経路〉

▲ 現在位置 消火器 消火栓 避難器具 ← 避難経路 隔板

2 避難の方法

■ 感知器が火災を感知

感知器が火災の煙又は熱を見つけて、音声やブザーで知らせます。



初期消火ができない場合
避難します

■ 玄関から避難

玄関から廊下を通じて避難階段から建物の外に避難します。



玄関などから避難できない場合は、バルコニーから避難します。



■ バルコニー隔板
薄板で作られた隔板を蹴破ると隣の住戸に避難できません。

■ 避難器具 (避難ハッチ+避難はしご)

避難はしごで下階の住戸バルコニーに避難できます。

疑似警報音を確認できます。

<http://www.kaho.or.jp/alarmsound/>





119番通報シート



火災が発生した場合など緊急時は、すぐに119番通報してください。

所在地(必ず伝えること)

住所

建物名称・部屋番号

目標物

聞かれたことに答えてください

火事ですか・救急ですか？

火事

- 燃えている場所は？
- 何が燃えていますか？
- あなたのお名前・電話番号は？



救急



近くの消防署から消防車・救急車が出動します。



民泊サービスを利用する方へ

その他の注意事項

民泊サービスを利用する方へ

宿泊時の確認事項

以下の項目においてチェックをお願いします。
本シートはご記入の上、部屋に置いてお帰りください。



- コンロ・ストーブ等の使用方法、取扱上の注意点は理解できましたか。
- 喫煙ルールは理解できましたか。
- 消火器の位置、使用方法是確認しましたか。
- 避難経路、避難の方法は確認しましたか。
- 119番通報シートは確認しましたか。

署名

ご不明な点は、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先

施設管理担当者住所

氏名

電話番号

その他、防火に関しお気付きの点があれば、ご記入ください。